

幸手市手数料条例の一部を改正する条例

幸手市手数料条例（平成12年条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表71の項手数料を徴収する事務の欄中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同項手数料の金額の欄中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表72の項手数料を徴収する事務の欄中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同項手数料の金額の欄ア中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同ア②(1)中「(2)、イ②、第74号ア②及びイ②並びに第76号ア②、イ②及びウ②において」を「(2)、イ②、第74号ア②及びイ②において」に改め、同表73の項手数料を徴収する事務の欄中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表74の項手数料を徴収する事務の欄中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同項手数料の金額の欄中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表75の項手数料を徴収する事務の欄中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表76の項手数料を徴収する事務の欄中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同項手数料の金額の欄ア中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同ア②(1)中「床面積の合計」の次に「（市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。（2）、イ②及びウ②において同じ。）」を加え、同表77の項手数料を徴収する事務の欄中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改め、同項手数料の金額の欄中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー

消費性能の向上等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表72の項の改正規定（同項手数料の金額の欄ア②(1)中「(2)、イ②、第74号ア②及びイ②並びに第76号ア②、イ②及びウ②において」を「(2)、イ②、第74号ア②及びイ②において」に改める部分に限る。）及び同表76の項の改正規定（同項手数料の金額の欄ア②(1)中「床面積の合計」の次に「（市長が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。(2)、イ②及びウ②において同じ。）」を加える部分に限る。）は、公布の日から施行する。

令和6年2月20日提出

幸手市長 木村純夫

提 案 理 由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、引用する法律名等を改正したいので、この案を提出するものである。